

令和7年 1月28日

入札参加者各位

公益財団法人滋賀県環境事業公社

工事等仕様書に係る質問に対する回答について

令和6年度 第J-5号 クリーンセンター滋賀築堤工事 仕様書に対し、令和7年1月27日付で質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質問事項	回答
<p>工期の「始期」の考え方について、修正後の特記仕様書(p2-3)においては「本工事の工事開始期限日は、令和7年3月28日としておりこの日までに工事を開始すること」とある一方で広告は「契約締結日より5日以内の日から…」とされていますが、契約締結日はいつを想定されているのでしょうか。</p> <p>また、他案件においては余裕工期が設定されている場合、公告に「全体工期・実工期・〇年〇月〇日までに工事を開始すること」との記載がありますが、本工事においても余裕工期を設定されるのであれば、同様の記載が必要なのではないでしょうか。</p>	<p>契約締結日は、令和7年2月18日を想定している。</p> <p>全体工期は、「契約締結日より5日以内の日から令和8年3月25日まで」とし、また、実工期については、特記仕様書を再度見直し、特記仕様書第4条6の一部を「実工期：工事開始日から361日間（ただし、令和7年3月28日（工事開始期限日）までに工事を開始すること。）」に改め、（再修正）特記仕様書のとおり修正する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>